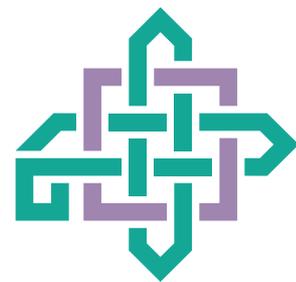


連携の絆を深め、輝く明日へ



ニュースレポート  
中央会

NEWS REPORT CHUOKAI

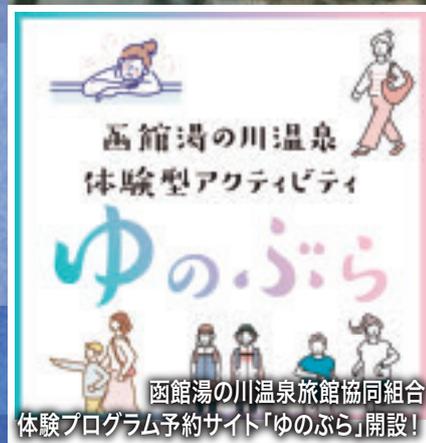
No.803

2023

2



北海道木材市場協同組合  
新春初市を開催!



函館湯の川温泉旅館協同組合  
体験プログラム予約サイト「ゆのぶら」開設!



女性リーダーインタビュー  
釧路和商協同組合  
駒谷 純恵 事務局長

## Contents

- 01 北海道木材市場協同組合 新春初市を開催！／  
人材確保セミナーを開催しました
- 02 函館湯の川温泉旅館協同組合  
体験プログラム予約サイト「ゆのぶら」開設！
- 04 女性リーダーインタビュー  
釧路和商協同組合 駒谷 純恵 事務局長
- 06 業界こぼれ話（青果業の話）
- 08 契約書への心構え  
～札幌シティ法律事務所 弁護士 片岡 淳平 氏～
- 09 北海道労働局からのお知らせ
- 10 北海道経済産業局からのお知らせ
- 11 官公需問題懇談会を開催しました
- 12 12月の道内景況
- 14 支部だより
- 16 中小企業大学校旭川校からのお知らせ  
中小企業基盤整備機構からのお知らせ

本会常任理事・北海道官公需適格組合協議会会長

### 山田 耕作氏

去る令和4年12月12日、満75歳にてご逝去されました。  
心からご冥福をお祈り申し上げます。

千歳市環境整備事業協同組合 理事・相談役  
石狩南部道路維持協同組合連合会 前代表理事

令和2年 北海道産業貢献賞受賞  
令和3年 中小企業庁長官表彰受賞



## 専門家派遣事業 まもなく締切です！

当会では、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の流行や多発する自然災害、加えて働き方改革や消費税インボイス制度の導入、法改正等の制度変更など経営に大きな影響を与える、次の環境変化への対応に取り組む中小企業組合及び組合員に対し、専門家を派遣して支援しています。

締切が迫り、予算も残り僅かではありますが、現在【石狩振興局管内】及び【日高振興局管内】の組合・組合員を対象に受付を行っています。予算上限に到達次第受付を終了いたしますので、ぜひお早めにご相談ください！

### 令和4年度 経営環境変化対応支援事業 概要

派遣期間・回数	派遣決定から令和5年3月24日(金)までの期間でおおむね2回 ※1回あたりの派遣時間は原則2時間以内
申請受付期間	令和5年3月17日(金)まで ※申請日によっては、2回派遣をご利用いただけない場合があります。 ※予算に達した時点で受付終了となります。予めご了承ください。
費用	無料 ※ただし、道外の専門家の派遣を希望される場合は、北海道までの公共交通機関の費用はご負担いただきます。



詳しくは、QRコードから  
本会ホームページをご確認  
ください。

## 北海道木材市場協同組合

# 新春初市を開催!

北海道木材市場協同組合(加賀谷雅治理事長、組合員82名)の新春恒例の初市が1月13日、同組合の土場で盛大に開催されました。

同組合は、昭和33年に北海道木材の流通体制の合理化と業界発展のため、道内唯一の公開市場として設立され、主な事業として、組合員が取り扱う木材の共同販売・購買や共同保管、原木市の開催などを行っています。

新春初市には約100名が参加し、谷口栄二副理事長の挨拶の後、気合いが込められた三本締めで競りが始まりしました。当日は1,186立方メートルが出材され、参加した組合員は、それぞれの木材を慎重に吟味しながらも、次々と競り落としていき、一年の幕開けを飾る新春初市は、活気にあふれたものとなりました。



挨拶する谷口副理事長



## 人材確保セミナーを開催しました

本会では、昨年12月14日にホテル札幌ガーデンパレスにおいて「～魅せる求人のおし方教えます!～人材確保セミナー」を開催しました。当日は、会場参加とZoomによるオンライン参加を併用したハイブリッド形式で実施し、合わせて26名が参加しました。

本セミナーでは、講師に株式会社Pirikaの代表取締役で、社会保険労務士・キャリアコンサルタントの資格を持つ島畑 知可子氏を講師に迎え、人材不足の現状や今の時代の採用の流れ、求人票の作成で取り組むべきポイント等についてご講演いただきました。

現在は求職者の売り手市場となっているため、求職者に応募してもらうためには「共感」を得ることが必要であること、「共感」を得て応募してもらうためにまず整理すべき人材像の明確化、自社の魅力の把握や求人票作成のコツについて説明がありました。講演の最後には、「迫り来る人材不足時代を乗り越えるために」と題して、「今いる『活躍人材』を踏まえ、ターゲットを決める」や「ターゲットに刺さる自社の『魅力』を選定する」等の、今の採用活動に必要な5つのポイントがまとめられ、参加者は熱心に聞き入っていました。



社会保険労務士・キャリアコンサルタント  
島畑 知可子 氏



# 函館湯の川温泉旅館協同組合 体験プログラム予約サイト 「ゆのぶら」開設!

函館湯の川温泉旅館協同組合(金道太朗理事長、組合員数18)では、令和4年9月、新たな取り組みとして、体験プログラム予約サイト「ゆのぶら」を開設しました。

今回、この「ゆのぶら」について、大桃 誠 副理事長(竹葉新葉亭 代表取締役社長)と金道 泰幸 監事(湯の浜ホテル 取締役副社長)にお話をうかがいました。

## 「ゆのぶら」とは

函館湯の川温泉の宿泊施設が中心となって開催する様々な体験プログラムや、グルメコンテンツ、アクティビティなどをスマートフォンやタブレットから簡単に予約することができるサイトです。温泉の日帰り入浴や、個室を貸し切った温泉卓球、ランチやバイキングなどの温泉からイメージされるものを始めとして、カヌー体験やレンタサイクルなどのアウトドア体験やヨガ、ハーバリウムづくりなどの宿泊施設内での体験、湯の川温泉発祥の地とされる湯倉神社での昇殿参拝や写詞体験など、さまざまな体

験プログラムが用意されています。旅行前や旅行中でも、体験プログラムの閲覧から予約、決済までを「ゆのぶら」で行うことができます。旅行の計画を立てる時や、急な天候不順の際の計画変更にも活用できるほか、湯の川で何をするか決めずに訪れても、「ゆのぶら」を活用することで、「湯の川をぶらぶら」して楽しむことができます。各プログラムは宿泊を伴わないため、短期間の旅行であっても、複数の宿泊施設を訪れることができるのも魅力です。

## 開設の経緯

函館湯の川温泉では、平成18年から「はこだて湯の川オンパク」というイベントを開催していました。「オンパク」とは「温泉泊覧会」の略称で、別府温泉が発祥の一定期間に、多数の体験型プログラムを開催するイベントです。春と秋の年2回開催していましたが、イベントの立案・運営や案内用冊子の作成、予約の受付や管理など、開催に係る多大なマンパワーが負担となって継続が困難になり、8回で終了を迎えました。

しかしその後、近隣地域でも温泉付き宿泊施設が

増加し、他の地区との差別化を図る必要が出てきたことや、昨今のDX推進の流れ、組合で活用できそうな補助金(公益社団法人北海道観光振興機構「令和4年度地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業」)があったことから取り組みが始まりました。

組合の若手経営者3名が中心となってアイデアを出し合い、「はこだて湯の川オンパク」の取り組みをヒントに「ゆのぶら」の形を作り上げていきました。理事長からは、若手後継者の取り組みとして後押しがあり、地場の宿泊施設の機動力を活かした「ゆのぶら」が実現することができました。

## 開設の効果

インターネット上での予約システムを導入したことにより、多くの人手を必要としていた「はこだて湯の川オンパク」とは異なり、各宿泊施設がそれぞれ自分たちで企画し、システムに登録すれば販売開始となり、管理は事務局の1名のみと、人手を大幅に削減することができました。

これまででは、各宿泊施設がそれぞれの取り組みだけを各自でPRしていましたが、「ゆのぶら」の開設により、「函館湯の川温泉」全体をPRする商材となり、組合としてもPRの武器になっています。「ゆのぶら」はひとつのサイトに参加する全ての宿泊施設が提供する体験プログラムを、どの施設に泊まっても見たり、申し込んだりすることができることから、地域全体を広く告知することができます。

## 現在の課題

まずは「ゆのぶら」の認知度を高めることが、現在の重要な課題です。

また、各宿泊施設は、体験プログラムに関するマーケティング的な視点は今まで持っていなかったため、ニーズ把握や時間帯、どんなアクティビティがマッチするかといった見極め、プランの吟味などは、



大桃 誠 副理事長(右)、金道 泰幸 監事(左)



実際の予約画面の一部。さまざまなアクティビティが並ぶ。

今後の課題となっています。

また、「はこだて湯の川オンパク」では地元客による体験プログラムでの利用も多く、宿泊数が増えなかったこともあり、組合としては、「ゆのぶら」で、宿泊数を増やすためには、どうしていくべきかも今後検討する必要があります。

## 今後の展望

現在(取材時：令和5年1月)は、18ある宿泊施設のうち、体験プログラム着手・販売は4施設、プラン数は約20です。声掛けを継続し、地道に参加する旅館・ホテルを増やしていき、掲載するプログラムはできる限りバラエティ豊かになるよう意識し、相乗効果を高め、「ゆのぶら」が、湯の川の新しい魅力となるようにつくりあげていきたいと考えています。

何も考えずに訪れても、「ゆのぶら」を見れば、函館湯の川温泉を多く楽しめることができることが理想です。「ゆのぶら」を通して、地域全体が柔軟に連携し、「函館湯の川温泉」全体がひとつの宿として、どこに泊まるか？食べるか？を気軽に、自由に選び、地域全体での消費を上げていけたらいいと思います。

### 函館湯の川温泉旅館協同組合

〒042-0932  
 函館市湯川町2丁目7番6号  
 TEL:0138-57-8988 FAX:0138-59-2118  
 組合 HP : <https://hakodate-yunokawa.jp/>  
 ゆのぶら : <https://yunobura.com/>

## VOL. 11 釧路和商協同組合 駒谷純恵 事務局長

このコーナーでは、会員組合の事務局や組合員企業で活躍する女性リーダーの方々に取材し、お話をうかがってご紹介しています。第11回目は、「市民の台所」として地元の豊富で新鮮な魚介類を取り揃える共同店舗「和商市場」の維持管理及び販売促進等を行う釧路和商協同組合で、事務局長を務める駒谷純恵さんにインタビューしました。



釧路和商協同組合

事務局長 **駒谷 純恵**さん

平成17年に組合入職後、長年にわたり事務局に従事。  
平成31年に事務局長に就任し、ご活躍されています。

### || 事務局長に就任された経緯をお聞かせください ||

社会人として、最初は地元の商工会議所に就職しましたが、結婚を機に退職しました。平成13年に、勤めていた商工会議所の関係でお声がかかり、別の協同組合で4年ほどお手伝いをしていました。その後、同じ組合組織である当組合にご縁があり、平成17年3月に事務員として入職しました。

入職当時は、男性の事務局長がいましたが後に退職され、当時の理事長が事務局長を兼任していました。しかし、負担は大きかったようで、組織体制が見直され、現在の柿田英樹理事長が就任された後まもなく、平成31年2月、理事長から事務局長への就任を打診され、お引き受けして現在に至っています。

全く別の業務というわけではなく、事務局職員としての延長線上にあることもあり、引き受けること自体に迷いはありませんでしたが、責任の重さを感じました。



事務局の様子



案内等を行う「インフォメーション」

### || 業務内容について教えてください ||

入職したての頃は、組合員が漁協から買い付けた鮮魚等の代金を組合がまとめて支払った後、各組合員への集金等を行う業務を担当していました。一度に扱う金額が大きく、緊張したのを覚えています。

事務局長に就任した現在は、16名の組合職員とともに、事務局業務、市場内で店舗案内のほか切手やバス券等の販売及びクリーニングの受付等を行う「インフォメーション」や子どもが楽しく安全・安心に休憩できる「キッズスペース」の運営業務、施設の清掃業務の3部門の各リーダーを統括し、多くのお客様に足を運んでいただけるよう心がけて業務にあたっています。事務局長になってからは、事務局を代表して、会議等で外に出る機会が増えていると感じます。

### || 今までの取り組みの中で印象的なエピソードはありますか ||

外出や旅行が好きで、いろいろな場所を訪れるのですが、プライベートを楽しみつつも、業務に活かせるこ



## 楽しみながらも、 アンテナを巡らせるようにしています。

とはないか、常にアンテナを巡らせるようにしています。

組合として、まずは多くの方に「和商市場」へ足を運んでいただくことが重要だと考えています。道の駅で見かけた市場では取り扱っていないような商品、パンやケーキなどを組合で販売できれば、市場で買い物をする習慣がない方にも立ち寄っていただけるのではないかと考え、すぐに行動に移し、製造者と交渉して組合が買い取り、市場内で販売が実現したエピソードがあります。最初は断られても、交渉を続けて販売に至ったものもあり、このような場面では「組合事務局の一職員」ではなく「事務局長」の役職に就かせていただいているからこそ、交渉ごとで話を聞いてもらえる面があると感じています。今後も全てのアイデアを実現できるかはわかりませんが、挑戦は続けていきたいです。

### || 事務局長という立場で心がけていることはありますか ||

自分なりに、職員それぞれの業務の状況について、目配り・気配りを行い、必要に応じて、声かけするようにしています。また、業務とは直接関係がなくてもコミュニケーションをとることで、風通しのよい、話しやすい環境を心がけています。プライベートなことでも、職員が困っていて、自分が知っていることがあれば、伝えることもあります。

また、時には、事務局長という立場ではなく、一人の人間として、対話することもあります。絶対的な正解はありませんが、感謝の言葉をもらうこともあり、そんな時は話をして良かったと本当に嬉しく思います。

### || 今後の目標を教えてください ||

職員の皆さんが働きやすい環境になれば、それだけ業務も円滑に進むようになると思います。やりがいをもって働けるよりよい環境づくりのために、尽力していきたいです。



次回の女性リーダーインタビューは、4月号への掲載を予定しています

シリーズ

ちょっと一息

第76回

# 業界こぼれ話

青果業の話 青果業と協同組合の関わり



皆様、本年もよろしくお願い申し上げます。

前回までの『青果業の話』で、青果生鮮流通の仕組み、品種生産地の工夫と通年出荷の仕組み、野菜果物の持つ栄養素とその効果的摂取についてお話させていただきました。

今回は、いよいよ生鮮流通業者と我々にとってなじみの深い、協同組合の繋がりについてお話ししたいと思います。

## 中央卸売市場と協同組合

『青果業の話』第1回目(ニュースレポート中央会2022年6月号掲載)で、札幌市中央卸売市場内での青果生鮮品の流通の仕組みを含め生産者、消費者の繋がりについてお話させていただきました。中央卸売市場内では、生鮮品の決済手段であるセリや予約相対取引を駆使し、迅速に青果、鮮魚を皆様のもとへお届けする仕組みが来ていること、その仕組みの維持のため、荷受会社(生産者の代理として生鮮品を全国の産地から集荷する業者)、仲卸会社(荷受会社の集荷した生鮮品をセリ、予約相対取引を通じ仕入を行う)、買参人(ばいさんにん: 荷受会社から直接セリ落とししたり、仲卸会社から仕入れるいわゆる八百屋さん)が卸売市場に出入りし商取引を行っていることをお話ししました。

実はこの三者のうち仲卸業者、買参人は札幌市中央卸売市場内で協同組合を設立し、仲卸業者は青果が1組合、組合員数25名、買参人組合が3組合、組合員数は400名ほどとなっており、水産部においても同じように仲卸組合、買参人組合が商取引を行っております。



## 青果商と協同組合、青果商組合の歴史

実は生鮮商にとって協同組合の繋がりとはとても深く、市場の歴史を紐解くと古くは江戸時代までさかのぼります。当時、江戸の町には「市:(いち)」と呼ばれる生鮮品の交換取引の場があり、この仕組みを幕府主導のもと効率的に制度化したものが今日の市場と言われておりますが、その後大正時代に東京市会議員であった大沢常太郎氏が全国初の青果商の組合を作ったのが始まりです。

当時の組合は現在の協同組合ほど法整備もなく、当然中小企業等協同組合法(以下『中協法』)が公布される何十年も前のことですから、中協法の理念である相互扶助や平等の概念はまだ希薄であったものの、青果商の発展と青果商の地位向上のための考え方は組合の中に早くから根付いていたようです。

このような組合が、全国各地の生鮮品を扱う取引の場として作られていきました。やがて日本は戦争を経験し、GHQの統治のもと財閥解体が推し進められ、当時の大インフレの影響もあり日本の大企業はその競争力をそがれた時代が訪れましたが、それに呼応するように中小企業が全国各地で誕生しました。

ただ同時に、独占禁止法もGHQの財閥解体の一環だったため、当時より青果組合を含めあらゆる組合を介した事業者同士の組織化も制限を受けていたようです。

この弊害を改善するため中小企業庁が1948年に設置され、翌年の中協法の制定につながっていきました。

その後、日本は世界でも類を見ないほどの高度経済成長を成し遂げるのですが、当時の国民総生産はアメリカに次いで世界第2位、上昇率は紛れもなく第1位を記録するなど、1973年のオイルショックまで実に20年近くも日本の経済発展が続くことになりました。

この背景には、日本の事業者の実に99.7%を占めるといわれる中小企業とその根幹である中協法が両輪のように連携しながら、日本経済を下支えした事実がありました。

## 青果商独自の協同組合事業と奨励金

青果業に話を戻しますが、このような時代背景のもと生鮮業界においても全国に数々の青果組合が作られ、個人事業あるいは中小零細企業の組合員の多い生鮮事業者が結束力を高めました。

その中で、青果独特の組合事業としまして『完納奨励金』と言われる制度があります。

これは当時より、農林水産省主導のもと、卸売市場を通じ生産者に1週間以内に買上げ代金を支払い生産者の経済的利益を確保し、生鮮流通の活性化を促すため買参人(青果商)は、3日以内に仕入れた青果物の代金を支払った場合に、その買付額に1%の奨励金を交付するものです。

なお、組合員の事情で3日目までの支払が叶わなかった場合には、代わって組合が組合員に成り代わり代金を支払うのですが、この制度が数ある協同組合の中でも青果組合独特の組合事業の根幹を占めております。

組合員の総意のもと組合を設立し、規約などでこの代払い事業の骨子を定めるのですが、おおむね全国的には完納奨励金1%のうちから組合がこの代払い保証に充てる財源分として0.3%を徴収しているケースが多いです。

このように青果業組合は中協法のほか、農林水産関係法令、各地方自治体による卸売市場条例、また、食品安全衛生関連法などたくさんの規則に基づく規制を受けており、このような仕組みのもと、消費者の皆様が安心安全な生鮮品の流通基盤を整えております。

## 青果業組合と連合会 連合会に所属する青果業協同組合

このような業界体制の維持のため、各協同組合の総意で連合会を作り、連合会を通じ、各省庁と連携を図り協同組合の維持発展のため機能しております。

協同組合連合会は中協法で定められた協同組合の連合体ですが、2以上の協同組合によって協同組合連合会を設立することができ、その構成団体は協同組合並びに小規模の協同組合連合会とすることによって地域、規模を超えてダイナミックに業界の発展を目指そうとするものです。

当然中協法で定められていることから、協同組合が組合員の事業向上を目指しているのと同様、協同組合連合会も所属する協同組合の業界発展を目指しているわけで、この仕組みが業界における経済発展の礎として期待されているわけです。

## 最近のHACCP関連法案と青果業の関わりについて

前述の、青果業組合独特の事業における事例を紹介したいと思いますが、2年前より青果物生鮮事業者においてもHACCP(ハサップ)に基づく衛生管理が義務付けられました。

HACCPというのはHazard Analysis Critical Control Pointの頭文字をとったもので、危険、危害要因を分析し、そこから導かれた重要ポイントを着眼点として衛生基準を確立するための指針です。

もとは1970年代、アメリカにおいてアポロ計画を背景に、隔離された閉鎖環境での食品の衛生状態を万全にするために作られた構想でした。

この構想が、青果生鮮事業者であっても一定の衛生基準(水回り、保冷設備、商品の保管方法など)の維持のために活用できるとの考え方のもと、青果業者の主体的な衛生管理基準維持を求め、消費者に向け、生鮮品の安心安全を確保するため確立された業界の活動指針です。

よく、安心安全と一口に言われておりますが、実は安心と安全はそれぞれに意味があり、安全とは科学的根拠に基づいた衛生基準から裏付けられたエビデンス(根拠)のことを指し、その裏付けが消費者に正確に伝わり消費者が安心だと認識することによって初めて実現できるものです。要は、安心は消費者のため、安全は青果生鮮事業者の義務として確立するべきもので、このような業界基準が、省庁、協同組合団体の連携で実現できたことは画期的なことでした。

今後も、業界発展につながる生鮮流通の根幹を協同組合を通じて実現していきたいと考えております。

今回はいよいよ最後となりますが、私たちの生活にとって欠くことの出来ない食料事情とその背景についてお話ししたいと思います。

今回は道央青果協同組合 専務理事 星田 幸伸 氏よりご寄稿いただきました。ありがとうございました。なお、星田専務理事には続編をご寄稿いただく予定です。次回の掲載をお楽しみに!



# 契約書への心構え

## 札幌シティ法律事務所

札幌市中央区大通西5丁目1-1

桂和大通ビル38 6階

TEL 011-271-5305

FAX 011-271-5309

HP <https://www.sapporocity-law.jp/>



弁護士  
片岡淳平氏

## 1. はじめに

「契約書を作るように」という忠告を見聞きすることがあるかと思いますが、契約書がなくても問題は起きていないという会社もあるかと思いますが、トラブルにならないかもしれないのに、契約書は作成した方がいいのでしょうか、また、どのような内容にすればいいのでしょうか。

## 2. なぜ契約書を作るべきなのか

### (1) 将来の紛争予防

契約書を作る目的は、端的には、万が一の紛争を避けるためです。相手方との関係が良好で多少の問題も話し合いで解決できるのであれば、契約書をわざわざ締結する意味は乏しいかもしれません。一方で、トラブルが生じた場合お互いの言い分が食い違うのであれば、最終的には第三者である裁判官に判断してもらうしかありません。しかし、問題の解決方法が契約書に書かれていれば、裁判まで至らずに解決することが多いと思います。

### (2) 客観性の確保

契約書があっても残念ながら裁判になることはありますが、それでも、口約束と異なり、契約書は有力な証拠となります。また、担当者やオーナーが変わった場合に、約束の存在を知らないと言われると困るので、契約書としてその約束を残しておくことも意味があります。

### (3) 状況の変化への対応

昨今の原材料高騰によって、建設業界では、工事着工時には、工事見積もりした時より値上がりしたものの、価格転嫁ができないというケースも見受けられます。このような場合は、契約書に請負代金の変更について定めてあれば、当初の金額が不適当な場合には、代金の増額を求める余地が残ります。中央建設業審議会の「標準請負契約約款」でも、請負代金額の

変更について規定があります。

もっとも、発注者や元請がこのような条項の削除を希望するケースもあるかと思いますが、原材料の高騰にもかかわらず、理由なしに代金変更の協議をせず、それが不当と評価される場合は、独占禁止法の優越的地位の濫用にあたりと判断されることもあると思います。

## 3. どのような契約書を作るべきか

取引に関する法律として民法や商法がありますが、一部の例外を除いて、基本的に当事者の合意が優先します。例えば、契約違反があった場合の損害賠償の上限を定めたり、契約の中途解約に関する条項を設けるなど、契約書においては様々な事項を合意することができます。そのため、取引に関して、自社に有利な内容の契約書を作成することで、将来のリスクを減らすことができます。万が一、裁判になった場合には、時間や費用が大きな負担となりますので、多少面倒でもしっかりと契約書を作成した方が望ましいといえます。

とはいえ、契約書を作成して交渉をする時間が取れないことも多々あると思います。

そこで、実践的な試みとして、まず、全ての取引で契約書を作成する必要はない(簡素な内容でも良い)と考えます。取引金額の多寡や相手方との関係(初めての取引先か等)を考慮して、問題が生じる可能性や損害の大きさを考慮して、リスクがあると判断した場合にのみ契約書を作ると整理します。

また、自社の主要な取引類型に絞って、契約書のひな形を準備しておきましょう。定型的な契約書があれば、毎回契約書を作成するコストは減らせますし、相手から契約書を提示されたときは、自社のひな形との違いを確認することで、その取引における注意点を拾い上げることができます。

契約書は「転ばぬ先の杖」だと言われますが、いつ・どんな杖が必要なのかを考えてみはいかがでしょうか。

北海道労働局からのお知らせです

「みんなチェック！最低賃金。」

# 北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 <b>920</b> 4.10.2発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 <b>954</b> 4.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>1,000</b> 4.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 <b>955</b> 4.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>948</b> 4.12.2発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
  - ・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は、北海道労働局 雇用環境・均等部企画課(011-788-7874)までお気軽にご相談下さい。
  - ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。(相談無料)

## 労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

・最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局(電話011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。  
 ・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

最低賃金制度

検索



## 令和4年度補正予算案について(中小企業関係)

令和4年12月19日、令和4年度補正予算案が閣議決定され、経済産業省関連資料が公表されました。地域の中小企業や小規模事業者の皆様に関連する部分についてご案内します。

なお、補正予算成立時には、内容が変更されている場合もありますので、最新情報は、経済産業省のHPをご確認願います。(https://www.meti.go.jp/main/31.html)

### 資金繰り支援(2,981億円)※財務省計上分212億円を含む

- 民間ゼロゼロ融資(実質無利子・無担保融資)からの借換需要に加え、他の保証付融資からの借換や新たな資金需要にも対応するため、100%保証は100%保証で借換えすることができる保証制度を創設。金融機関による継続的な伴走支援による経営改善に取り組む事業者(一定の売上減少要件等を満たす場合)の保証料の一部を補助(保証上限1億円、保証料0.2%等)。
- 創業時に課題となる経営者保証を不要とする信用保証制度を創設(保証上限3,500万円)。事業者が債務不履行となった場合に発生する信用保証協会の損失の一部等を補填。

### 価格転嫁対策の更なる強化(4.8億円)

- 中小企業の取引環境を改善するため、価格交渉促進月間等を通じ中小企業の価格交渉と転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図るとともに、インボイス制度導入等にかかる取引実態等を把握。
- さらに、下請Gメンの体制を強化し、300名体制へ。

### 事業再構築補助金(5,800億円)

- 成長分野への転換を図る事業者(成長枠)に対しては、グリーン成長枠と同様に売上減少要件を撤廃。また、大胆な賃上げに取り組む事業者には、更なるインセンティブ(補助率・補助上限の引き上げ)を措置。
- 市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰を図る事業者を対象とする支援枠を新設。業況が厳しい事業者については、引き続き高い補助率で支援。

### 生産性革命推進事業(2,000億円)

- 中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT導入、事業継承等を支援。グリーン分野への投資加速化、大胆な賃上げ、インボイス、への対応を支援すべく、補助率や上限額を引き上げ。
- 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を切れ目なく支援するため、交付金事業(令和5年度まで)に加えて、国庫債務負担行為(令和6年度まで)により長期的な予算措置を担保。

### 円安環境への対応、相談体制強化(196億円+α)

#### 【輸出促進(円安環境への対応)】

- ・中小企業国際化総合支援事業(5.4億円)
- 海外展開を目指す中小企業等1万者支援に向けて、中小機構が戦略立案・具体化等を伴走型ハンズオンで支援。
- 販路開拓等を支援するJETRO事業(海外市場開拓・有志国サプライチェーン構築等促進事業190億円の内数)とも連携。

#### 【インバウンド(円安環境への対応)】

- ・面的地域価値の向上・消費創出事業(10億円)
- 成長意欲のある商店街等による、自らの魅力・地域資源等を活かした滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業等を支援。

### 【インボイス・物価高対応（相談体制の強化）】

・事業環境変化対応型支援事業（113億円）

- 商工会・商工会議所等の相談対応の強化や指導員向け講習、よろず支援拠点コーディネーター増員等による体制強化。地域企業のDX促進。
- 省エネ対策は、「省エネ補助金（国庫債務負担行為を含め総額1,625億円）」「中小企業等に向けた省エネルギー診断強化事業（20億円）」とも連携。

### 【再生・事業承継（相談体制の強化）】

・中小企業活性化・事業承継総合支援事業（67億円）

- 計画策定支援、事業承継のマッチング・診断のため、各都道府県にある中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎセンターの体制を拡充。

## 災害からの復旧・復興（209億円）

- 被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、令和2年7月豪雨に対するなりわい補助金、令和3年及び令和4年福島県沖地震に対するグループ補助金を引き続き措置。

詳細につきましては、下記をご参照ください。

### 〈経済産業省HP〉

中小企業対策関連予算 令和4年度第2次補正予算・令和5年度当初予算案関連  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>)

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局中小企業課

北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎5階 TEL:011-709-2311（内線2576）

## 官公需問題懇談会を開催しました

本会では、昨年12月7日ホテル札幌ガーデンパレスにおいて、官公需適格組合のさらなる活用の推進及び受注確保に向けて意見交換を行うため、北海道官公需適格組合協議会の協力を得て、官公需問題懇談会を開催しました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策のためオンライン参加を併用したハイブリッド形式で行い、24名が出席しました。

最初に、北海道経済産業局産業部中小企業課の中小企業等経営強化専門官 横井 大介 氏から、官公需法に基づく「令和4年度国等の契約の基本方針」の概要や、今後予定されている官公需適格組合証明申請のオンライン化について説明がなされました。続いて、北海道経済部地域経済局中小企業課の課長補佐 栗林 覚 氏から、北海道における官公需の取組状況について説明がなされました。質疑応答の後、官公需・民需受注に関するアンケート調査について報告を行い、懇談に入りました。各組合のおかれた現状等について情報交換を行い、大変有意義な懇談となりました。



北海道経済産業局  
中小企業課  
横井専門官



北海道経済部  
中小企業課  
栗林課長補佐



# 12月の道内景況 情報連絡員レポート

## 主要DIは改善しているが、今後の電気料金値上げの懸念強く



### 概況

全業種の主要DIは、前月より「景況」、「収益状況」が改善したが、「売上高」は横ばいとなった。

製造業では、「景況」、「収益状況」、「雇用人員」で改善しているが、他の項目で低下している。

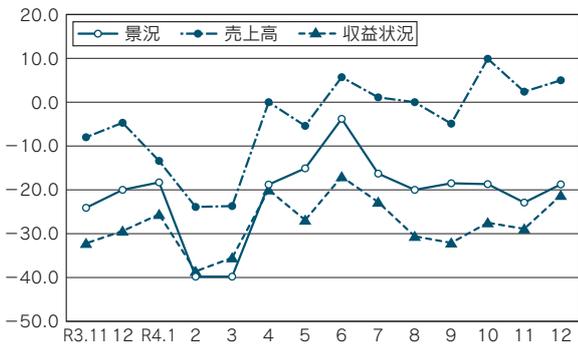
非製造業では、「雇用人員」以外の項目で改善している。

情報連絡員からの報告によると、製造業は、原材料や電気・燃料等価格の高騰に苦慮している状況にある。

非製造業は、外国人をはじめとする観光客の増加など、小売業やサービス業を中心にやや持ち直しの動きが見られた。

また、幅広い業種において電気料金の値上げによる、今後の経営状況の悪化を懸念する声が多く寄せられている。

主要DIの推移



### 景況天気図(前年同月比)

	全業種			製造業			非製造業		
	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比
業界の景況	☁️ △22.9	☁️ △18.1	↗️ 4.8	☁️ △24.1	☁️ △14.3	↗️ 9.9	☁️ △22.2	☁️ △20.0	↗️ 2.2
売上高	☁️ 2.4	☁️ 2.4	→ 0.0	☁️ 6.9	☁️ △14.3	↘️ △21.2	☁️ 0.0	☁️ 10.9	↗️ 10.9
収益状況	☁️ △28.9	☁️ △21.7	↗️ 7.2	☁️ △31.0	☁️ △28.6	↗️ 2.5	☁️ △27.8	☁️ △18.2	↗️ 9.6
販売価格	☁️ 20.5	☁️ 24.1	↗️ 3.6	☁️ 17.2	☁️ 14.3	↘️ △3.0	☁️ 22.2	☁️ 29.1	↗️ 6.9
取引条件	☁️ △21.7	☁️ △18.1	↗️ 3.6	☁️ △6.9	☁️ △7.1	↘️ △0.2	☁️ △29.6	☁️ △23.6	↗️ 6.0
資金繰り	☁️ △9.6	☁️ △8.4	↗️ 1.2	☁️ △6.9	☁️ △7.1	↘️ △0.2	☁️ △11.1	☁️ △9.1	↗️ 2.0
雇用人員	☁️ △15.7	☁️ △15.7	→ 0.0	☁️ △13.8	☁️ △7.1	↗️ 6.7	☁️ △16.7	☁️ △20.0	↘️ △3.3

(凡例) 30以上 10~29 9~△10 △11~△29 △30以下

天気図の見方 各景況項目について調査月と前年同月を比較して、「増加」(または「好転」)したという回答(構成比)から「減少」(または「悪化」)という回答(構成比)を差し引いた値(DI)をもとに作成。天気の表示は凡例のとおりです。

### 製造業

#### 食料品

●昨年に比べてコロナの対応が進み、景況は好転している。しかし、原材料価格の高騰に苦慮している。為替の状況が落ち着きつつあるので期待したい。

(小樽)

●秋鮭が豊漁だったことから、主力のホタテとともに冷凍保存した原料を閑散期の工場稼働として使用している。(12月~3月)沖合底びき網漁は、12月中旬より時化が続く、ほとんど休漁となっている。

・輸出をしている水産加工場についてはホタテの売上げが伸びている。

・問題点としては、人手不足となっていることで、9月~11月にかけての繁忙期はコストをかけて人を確保している。

(網走)

●味噌出荷量(道内)；単月(令和4年11月) 前年対比 92.3%

・醤油出荷量(道内)；単月(令和4年11月) 前年対比 98.0%

・令和4年1月~11月の道内・累計出荷量；味噌 前年対比 98.2%

；醤油 前年対比 97.1%

・令和4年1月~10月の全国・累計出荷量；味噌 前年対比 98.4%

；醤油 前年対比 100.1%

・令和4年11月の道内単月出荷量は、味噌・醤油とも減少。

・令和4年1月~11月の道内の累計は味噌・醤油とも前年割れ。

・令和4年1月~10月の累計で、道内の醤油の出荷量が、全国平均よりも悪い状況が続いている。

・エネルギー価格・原材料価格の高騰、円安の影響で業界の状況は、相変わらず良くない。令和5年度も、味噌の原料の一つであるお米の価格が、国産・外国産ともに上昇している。

(全道)

●コロナに加え、原材料・原油価格等々値上げが目白押しだが、現在においても未だ外部環境が低迷しており、製品価格を上げられる環境ではない。特に弊社のような小企業は自らの企業努力だけでは全く打開できる環境では大変苦慮している。

(全道)

#### 木材・木製品

●12月期のトドマツ原木は、これまでの状況を見ると例年並み。これまでと同じでトドマツ原木は、カラマツ原木不足により代替としてトドマツを使用する状況が見られ、トドマツ原木の不足感は今のところはないが、今後この状況が続くとカラマツ同様不足感が出る可能性があると考えられる。移出は、本州合板工場の需要が下がりカラマツ、トドマツとも動きが少ない。市況については、地域差があるが、高値を保持しつつ保合で推移。

・12月期のカラマツ原木は、依然として慢性的な原木不足は未だ解消される見込みがない状況にあるが、ここに来て国有林材で多くカラマツが出てきている状況にある。また、3.65m材の出材が国有林で供給されているが、取り合いとなっている模様で高値で推移している状況である。4.00m材は出材されているが、未だ高値安定の状況にある。市況については、高値保合で推移。

・製材市況は、冬場に入り建築材、産業用資材共に不要期に入ると、価格は横ばいから弱含みの状況にある。カラマツラミナーについては、価格が大きく下げられた。

・市況については、エゾ・トドマツは、保合が見込まれる。カラマツも、保合。紙原料は、輸入チップ価格が円安で上昇しているが、国内チップ買取価格の上乗せは少なく、希望価格にはほど遠い。

・木質バイオマス原料については、順調に集荷されているが、地域によっては

不足している。

・広葉樹原木については、今後供給期を迎えるので需要が増加することが見込まれる。

(全道)

●受注と仕入れに関しては前月と特に変化なし。

・12月より今年度2回目の電気料金の値上げになり、上昇幅があまりにも大きく、企業収益に大きな影響がある。

(十勝)

#### 印刷

●来年には原材料(紙類)再値上げが予定されており、電気・燃料等の高騰とともに更に厳しい経営環境が予想される。(札幌)

●資材価格高騰が続いている。

・インバウンドが増えてきたが、観光がメインのため、さほど恩恵がない状況である。

(全道)

#### 鉄鋼・金属

●材料用スクラップは値上げ傾向にある。

・副資材の急激な値上げは収まっているが、値上げ基調は継続している。

・電気料高騰の販売価格への転嫁が進んでいる。

・電力激変緩和対策補助が決まり安堵している。

・賃金を上げなければならない雰囲気になってきた。

(全道)

●海運業の復調を背景に造船業は危機的状況は脱したものの鋼材価格は2020年度の2倍になるなど資機材価格の高騰に船用機器の調達難なども加わり、依然として造船業は厳しい経営環境にある。

・これまでの新造船需要低迷による人員整理によって多くの従業員が既に退職しているため、今後の需要回復期に人員の確保は極めて難しい状況である。

(室蘭)

#### その他

●段ボールケースの値上げ交渉が本格化してきた。

・電力の大幅な値上げが発表され、今後各ユーザーや自社においても大きな影響が想定される。

・各企業は回復傾向にあるものの、逆に人手不足感が強まった気がする。

・インボイスが始まると、業者の選定をする各社で消費税の負担を誰かの選択になるかと思うが、飲食店などが淘汰されてコロナからの回復に水を差すことになるのは必至である。

・従業員給与を上げる計画中であるが、給与改定の効果が薄れる可能性がある。

(全道)

●12月の生コン出荷量はおよそ199千m<sup>3</sup>。(前年同月比95.2%)

・地域別には、前年同月を上回った分は29分會中、9分會で前年を下回った(増加は15分會)。前年同月と比較して、増加したのは札幌、苫小牧、北渡島など。一方、減少したのは後志、紋別地方、岩宇などであった。

(全道)

●材料・エネルギー価格の高騰で価格転嫁しきれず利益確保が難しい。

・12月になって、増税や電気料金の更なる値上げなど厳しい話ばかりである。支出の見直しから実施すべき。中小企業の経営安定に適正価格での公的な発注増大を繁忙期の年度末前に、出来るだけ早期実施を期待。

・国の根幹である少子化対策、食糧自給率向上、交通網整備、新エネルギー開発への大幅な予算計上。

・原発は、無害化に数万年単位で後処理にかかる、原発維持費も膨大。再生可能エネルギー開発にシフトすべき。

(札幌)

●生活必需品や燃料高騰など急速な物価上昇による消費者における購買の優先順

位が変わりつつあり、買控え傾向が顕著に表れている。ただし、業種による考えられるが、当業界は影響を受ける業種であると認識している。インバウンドによる経済効果を期待しながらも、地方都市へいつ波及されるのかわからないところであり、インフレではなくリフレーションとなる経済成長率を高める対策を政府に期待したいと思っている。(旭川)

## 非製造業

### 卸売業

- 当月は取引先の業績が内食化が強まったことで売上は伸長したところが多い。
  - ・観光面でも前年と比較すると大幅に回復してきたこともあり、ようやく回復基調が継続してきている。(全道)
- 令和5年4月度からの資材値上げの事前連絡があった。(全道)
- 靴履物では販売単価は上昇するも数量が伸びず減収。ファッション性よりも機能が重視されている。フォーマル製品は百貨店の来客数が回復したことにより売上増となった。
  - ・その他商品はコロナ感染が拡大するも、特段の規制がなかったことで前年並みで推移した。(札幌)
- コロナ禍での3度目の年末年始、当組合の新年交礼会は23名の出席で実施した。
  - ・物価上昇に収まらず、加えて電気代・燃料代も高騰してきており、本格的な冬への備え、節約を含めて苦慮しているところである。(帯広)

### 小売業

- 売上高前年比129.96%の実績。
  - ・来店客数は減少したものの大口先の売上が好調に推移した。(札幌)
- 大型店是对前年同月比4%増、全部門で3か月連続で前年同月上回った。
  - ・大型店の3店は前年同月比を上回ったが、2店は下回った。品目の内訳は食料品が3%増、衣料品が5%増、身の回り品が30.5%増となり、1月末で閉店する百貨店は全部門で100%を超えた。
    - ・スーパーは5.2%増だった。
    - ・スーパーは2社が前年同月比を上回り、1社が下回った。相次ぐ食品の値上げの影響が続き、低価格のプライベートブランドの売れ行きが好調だった。(帯広)
- 毎日観光客が多数来場している。購入目的の観光客で外国人観光客が多い。コロナ前に戻っているようである。しかし、法人からの歳末注文はコロナ以前の水準には回復していない。(小樽)
- 前年比較
  - ・物販見込 96.7%
  - ・金融 96.0%
  - ・今年は行動制限の無い年末で、インバウンドを含めた観光客や外出する人が多く見受けられたが、物価高の影響から全体的に消費が伸びず期待する程の売上とはならなかった。業種別では自動車関連が69%と特に落ち込みが大きく、家具や仏壇が74%、設備や家電が80%程度となり、生活必需品以外の大型商品の売上が減少し、節約志向の消費傾向がうかがえる。(旭川)

- 電気代・灯油及び重油代とも上がり、収益悪化している。(美瑛)
- 10月から使用開始となっているプレミアム付き商品券や町の助成による消費者生活応援事業などの影響により、売上は増加傾向にある。一方で物価やエネルギー価格の高騰により粗利が減少している加盟店が多く、販売価格を据え置いている一部の事業所は利益の確保が難しい状況である。電気料金の値上げも決定的となり、経営状況の改善がより困難になることが予想される。(日高)
- 組合全体の前年比は96.4%だが、同業種での格差が広がっており、食品スーパーの前年比は102%であるが、A店舗では前年比106.5%、B店舗では91.5%と差が開いている。
  - ・各業種とも販売価格が上がっているが、業種別にも差が出ている。
  - ・ホームセンターは前年比90%と12月としては苦戦している。(声別)
- 12月は組合員店の6割が前年を大きく下回る結果となった。プラスとなった業種は燃料のほか薬局、住宅関連といった一部のみ。衣料品や宝飾、コスメ等については例年歳末セールで売上を伸ばしていたが、今年はセールを行わなかったことがマイナスの大きな要因となった。
  - ・12月は前年比95%の結果で終えている。こちらも歳末セールを行わなかったことが要因と考えられる。(釧路)

- 函館朝市においては、暑れにかけて函館市の「商店街等年末年始消費拡大事業補助金」を活用させていただき、前年に続いて「函館朝市プレミアム付商品券」を販売した。販売日の2日間とも行列ができ、おかげさまで2日目の早い時間帯で完売し、ご購入いただいたお客様をはじめ各店の関係者にも大変ご好評をいただいた。物価の高騰などにより世間の消費マインドも停滞していることから、来年以降の継続実施も期待されており、引き続き皆さまに喜んでいただける内容を企画していく予定である。
  - ・函館朝市へは市内にオープンしたプリのアンテナショップ「函館朝市地プリショップ」が好調で、全国旅行支援の影響もあり、1か月の売り上げが目標の100万円には届いていないものの当初の営業終了日(12月末)から年明けも延長して営業することになった。
    - ・「全国旅行支援」が年明け以降も延長になったが、今回のクーポン仕様が原則、STAYNAVIを用いた「電子クーポン」での運用とのことで、1月6日に取扱店舗向けのオンライン説明会が開催されるようだが、高齢者の多い函館朝市にとっては、若干心配なところである。(函館)
  - 商品の価格が上がり、年末のお刺身の注文が昨年の倍の価格での販売となった。毛ガニも良品がなく、倍の価格となっている。マグロ、サーモン、ボタンエビ等もほぼ倍の価格である。
    - ・公共料金の値上げは会社の固定費が上がり、厳しくなる。(札幌)
  - 12月は、「和商の日」を3週連続開催し、富くじ抽選会を実施した。地元のお客様も増え、個人観光客も増加した。札幌のコーヒー店や団子屋、焼き芋店、しめ縄、編み物サークルなど、催事の来店も多数参加していただき、賑わいを見せた。
    - ・来店客にはマスクの着用、出入り口にはアルコール消毒を設置し、定期的に入出口を開放することで感染対策を実施している。飲食店を除き、店内での飲酒を禁止し長時間の滞在を防ぐようお願いをしている。なお、店内のお客様が利用したテーブルには、飛沫対策の亚克力板を設置し、テーブルヤスはこまめにアルコール消毒をしている。(釧路)
  - 値上げをしている分、使用量増加で昨年同月より収益は微増。しかし、厳しい経営状況は変わらず。(稚内)
  - 12月1日のWTI原油価格は81.83ドルで先月から見て6.54ドルの反落でス

スタートした。これは主要産油国による生産調整の合会を予測し投機筋の調整売り要因である。その後も主要銀行の金融引き締めが世界経済を悪化させるとの懸念で30日のWTI価格は80.47ドルとなっている。

- 12月は国の激変緩和対策事業の元売りに対する補助後もSSでの販売価格は横ばい状態となった。
  - ・組合員の収支状況は量販店に引きずられ相変わらず収支圧縮状態が続いている。(旭川)
- 電気代的大幅値上げで消費動向に大きく変化が起きている。冷蔵庫などは、省エネタイプの高い方にシフトしている。一方で、ガソリン代の値上げで経費が大きく増加している。(全道)
- 12月の中東原油価格をみると、月初は1バレル当たり80ドル程度でスタートし、その後下落基調で推移し、月半ばには一時70ドル前半まで下落。中旬以降は上昇基調に転じ、月末には再び80ドル程度となった。この間、北海道におけるガソリンのSS店頭小売価格については、政府の燃料油価格激変緩和対策事業の効果から、1リットル平均167円程度と前月と同水準となった。一方、12月の全国ベースでのガソリン出荷量をみると、序盤は前年を大幅に下回ったものの、その後は前年を上回る水準で推移した。しかしながら、依然としてコロナ禍前の水準には戻っていない。(全道)
- 国内の小売販売マーケットは、ディーラーへの新車の納車が空前のラッシュであり、中古車がディーラーから大量に放出されるとみられる。ユーザーに車が行き渡ったためか、中古自動車オークションでの成約率は、全国的に低下している。(札幌)
- 例年11月販売の新巻鮭やお歳暮商品が12月にずれたことにより売上増となった。12月は大幅減。また、町助成によるプリペイドプレミアム20%アップ事業もあり、売上が増加した。(斜里)
- 米、畑作地区は昨年並みの業績になる見込みである。
  - ・酪農地区の落ち込みが大きく、業界全体では昨年を下回る状況である。酪農も懸念される状態になる地区もあり、今後の動向を注視しているところである。(全道)
- 燃料用重油が高止まりのまま、営業用の備品及び光熱費の値上がりも営業に大きな影響打撃となっている。
  - ・この冬のコロナ感染症及びインフルエンザの状況が気になる。
  - ・日常の衛生管理は、今まで通り徹底している。(全道)
- 首都圏の大手企業や大手システム開発企業から、DX化需要だけでなく、クラウドサービスの導入やAI/IoT/5G/車の自動運転等に伴うシステム開発案件の事前打診や見積り依頼が道内の中小IT企業に相次いでいる。しかし、相変わらず必要な技術系人材の不足で応えきれず、受注の可否は開発単価の高い案件に受注シフトせざるを得なくなっている。また、昨今の電気やガス料金等の物価の値上りによるオフィスコストや採用に関わる経費、離職防止のための既存従業員の賃金上昇等で売上は伸びても利益確保が厳しく、新規設備や環境整備への投資にも慎重にならざるを得ない状況になってきた。新型コロナウイルスの第8波やインフルエンザ流行の懸念など、健康リスクも抱えながら予断を許さない新年を迎えることになりそうだ。(全道)

### 商店街

- 百貨店の11月売上高は、4億5,304万円(前年同月比13%増)。
  - ・12月の共通駐車券の利用は、前年同月比112.0%、買物共通バス券は、前年同月比162.5%。
- 百貨店の閉店セールが影響している。(帯広)

### サービス業

- 前年比の宿泊入込数は全体で増加した。全国旅行支援の効果もあり、海外客が増加している。一方、道内客は減少しており、道内のコロナ感染者数の多さと各自自治体の宿泊支援事業に分散したのかという検証もしている。令和元年を通常期とすると約9割程度の回復となっている。インバウンドも入ってきているものの受け入れ施設に偏りがみられる。
  - ・宿泊・観光業界全体の人手不足が深刻である。(十勝)

### 建設業

- 令和4年12月の業況として、民間工事においては新築の一般住宅などの工事は減少していると感じるが、企業の事業関連は少しずつ動いてきている。施工をする人員の確保が更に難しくなっていく事が予測され、今後労務費単価の上昇も推測されるが、施工上の品質や安全に関して求められるものが高くなっていく事も想定される。各社の労働者の技術力の上昇や安全意識の向上の他、施工管理に関する業務のニーズも多くなっていく。これからの様々な法律や制度が施行されていく中、中小企業が業績を確保しながらこれらの事に対応していく事を考えた時に、ハードルの高さを感じる状況である。業界全体で支え合いながら、個々の企業による前向きな活動を継続して行っていくことが必要である。(全道)
- 塗料及び副資材等の価格上昇と労務費の上昇に伴い、塗料工事価格への転嫁が難しいが、収益が下降傾向となっており、これから冬期間の工事需要が減少することで経営の圧迫が懸念される。(札幌)
- 【組合員の業況】本格的な降雪期となり、この時期としてはほぼ平年並みだが、年末年始にかけて凍結修繕が増える傾向にあるので、当番予定業者は対応できるよう準備をしている。
- 【問題点】市では12月中に令和5年度予算要求の財政部局による予算ヒアリングを行い、年明けには市長査定が予定されているが、上下水道の情報では令和4年度事業規模(委託)より減少するとの情報がある。
- 【地域の実情】12月1日から殆ど雪が降りっぱなしで、道幅が狭くなっており、幹線道路は排雪作業が始まった。名寄市は物価高騰対策として、市内全世帯に1万円の燃料助成券(ガソリン・灯油・LPガス)が配布されている。(名寄)

### 運輸業

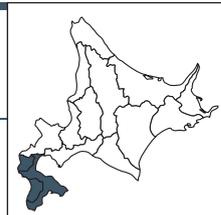
- 売上高は、前年同月比 4.72%増加。
  - ・乗務員数は、前年同月比 7.0%減少。
  - ・1月分チケット取扱高は、前年同月比 13.8%増加。(旭川)
- 燃料油価格の上昇が収益状況に大きく影響している。(小樽)
- 農産物について、北陸・信越での大雪による列車障害のためJRコンテナ輸送からトラック輸送にシフトされた分、車両稼働が増えた。
  - ・一般貨物については例年並み。前月に続き、コロナ罹患による休職者等の影響で稼働率は下がっている。(石狩)

# 支部だより



## 道南支部(函館市)

所管／渡島総合振興局・檜山振興局管内  
駐在職員／伊藤事務所長・白吉主事



### 函館港におけるクルーズ船への取り組み

函館港では、クルーズ船向け受入設備の整備が大きく二つ進められています。

一つ目は、函館クルーズターミナルです。税関・出入国審査・検疫に対応可能な施設で、観光案内所も設置され、国際観光都市・函館の海の玄関口として交流・観光の拠点になることを目指しています。現在は隣接地に観光バス用駐車場やタクシールームを整備しており、観光地へのアクセス性の向上を図っています。

二つ目は、若松埠頭の岸壁工事があげられます。若松埠頭は現在9万トン級の船が接岸可能ですが、この



写真提供／函館市

岸壁工事により12万トン級まで接岸可能となり、函館朝市ま

では徒歩2分ほどで行くことができます。この工事で若松埠頭近隣の観光地に



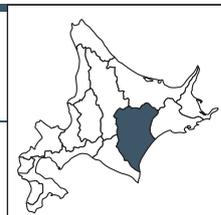
写真提供／函館市

における乗客の滞在時間が増え、それによる消費活動も増加すると見込まれており、函館朝市協同組合連合会の藤田公人理事長も岸壁工事の完成による函館観光への経済効果は大きいと話しています。

現在はコロナ禍によりクルーズ船寄港数は少ないですが、令和元年度のクルーズ船乗客乗員数は9万3千人で、外国船も34回入港しました。これらの整備によってコロナ禍の影響が和らいだ時に更なる経済波及効果が期待されています。

## 十勝支部(帯広市)

所管／十勝総合振興局管内  
駐在職員／牧村事務所長・森嶋主事



### 帯広の街を明るく灯すイルミネーションが皆さまを温かくお迎えます

2002年に開始し、今回で21回目を迎えたおびひろイルミネーションプロジェクトでは、JR帯広駅北口前のシンボルツリー「ハルニレの木」や街路樹がライトアップされ、温かいオレンジ色の光が帯広の街を明るく灯しています。

電球の取り付けは、十勝電気工事業協同組合青年部(板倉利幸部長、部員53名)が行い、約4万6000個もの



ハルニレの木

電球が取り付けられました。ハルニレの木や街路樹の他に、パッと目を引く可愛いハートのオブジェや冬景色にマッチする青色のトンネルイルミネーション

も設置され、大変フォトジェニックなスポットとなっています。

イルミネーションの点灯は、2月23日(木)まで、時間は午後4時～翌午前0時までです。



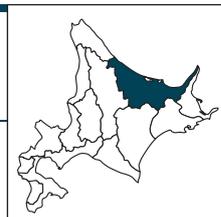
帯広はまだまだ厳しい寒さが続きますが、街を明るく灯すイルミネーションで心から温まりにいらしてみたいでしょうか。イルミネーションを見た後は、十勝のモール温泉で体の芯から温まるのがおすすめです。





## 網走支部(網走市)

所管/オホーツク総合振興局管内  
駐在職員/平松事務所長・靄田主事



### 冬の風物詩 2023おんねゆ温泉郷雪物語開催!!

おんねゆ温泉郷は、北海道北見市留辺蘂(るべしべ)地区にあり、古くから美肌の湯として愛されています。

大雪観光圏と網走・阿寒・知床観光圏を結ぶ中継地点となるため、市内外から多くの利用者が訪れています。周辺には国道39号沿いにある「道の駅おんねゆ温泉」、「山の水族館」、「北きつね牧場」などの観光スポットが集まっています。



そのおんねゆ温泉郷の冬のロングランイベントとして親しまれている「おんねゆ温泉郷雪物語」が今年も開催されます。

期間中、おんねゆ温泉市街地や温泉ゆめ広場に、三角のイルミネーションが点灯さ

れ、約1万3千球のLEDが温泉街を彩ります。この三角イルミネーションは、開拓当時の温泉入浴施設「拝み小屋」(湯壺の左右から板を立て掛けただけの三角形のもの、拝む時の両手の形に似ていることからこう呼ばれます)をイメージしています。



温泉ゆめ広場では、イルミネーション遊歩道やキッズ滑り台も設置されるため、家族連れでも楽しめます。

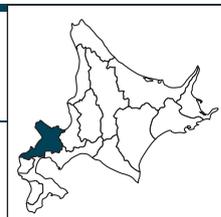
期間は12月1日~3月上旬まで、毎日17:00~22:00の間点灯予定です。

おんねゆ温泉郷を訪れた際は、ぜひこちらのイルミネーションをお楽しみください。

問合せ先:北見市観光協会おんねゆ温泉支部  
TEL:0157-45-2921 Mail:contactus@onneyuonsen.jp

## 後志支部(小樽市)

所管/後志総合振興局管内  
担当/連携支援部 若狹主任



### ニセコ! [豆達のチーズ®]世界へ発信!

ニセコ町のニセコフードコミッション企業組合(齋藤行哉理事長)が製造している「豆達のチーズ」が昨年から本格的に販売され、現在では世界中にファンが増えています。当組合は2012年に設立され、日本国内でも数少ない「完全なグルテン・ミルクフリーのお店(味楽屢ゆきや)」を運営しています。地元農業生産者と共に栽培から加工製造まで一貫管理を行い、独自の製法で安心安全の美味しい食を提供し、地域の発展にも貢献しています。



「豆達のチーズ」は、乳成分を一切使用せずに製造され、豆類を発芽発酵させることで出る味と風味が特徴的で、乳製品アレルギーの方にも安心してお召上がりいただけます。特に、使用している乳酸菌

「HOKKAIDO株(北海道特許保有)」は、長年農家で使われていた漬物樽から乳酸菌を分離し発見されたもので、消化液耐性を持ち、生きて腸まで届くため、「免疫バランスを調整する善玉菌の増殖」などの効果が特徴です。



豆達のチーズは、本店やインターネットで販売しています。また、本店ではお食事・直売コーナーがあり、米うどん・米そばなどの米麺類や、米粉100%食パン・米粉甘酒ケーキ・合鴨栽培ゆめぴりかの「発芽三味ごはん」など、多様な商品が揃えられています。

是非、皆さまもご賞味ください!

## 中小企業大学校旭川校おすすめ研修のご案内

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で助成制度があります。  
概要は、旭川校のホームページをご覧ください。(右のQRコードからもご覧頂けます)



No. 46

人材定着の考え方・進め方

### 期待する人材を定着させる！ 人材採用と定着の勘所

2月27日(月)～3月1日(水)

受講料：32,000円(税込)

対象レベル：経営幹部・管理者・その候補者



中小企業を取り巻く雇用環境の変化を踏まえ、自社の求める人材像の変革の必要性を確認し、明確化した上で、自社の人材定着プランを検討します。

No. 47

事例で学ぶ人材マネジメント講座(札幌開催)

### 組織の中で起こる 問題解決の実践力を身につける

NEW

3月2日(木)～3日(金)

受講料：22,000円(税込)

対象レベル：経営者・経営幹部



マネジメントを襲う組織や人の様々な問題をいかに解決し、強い組織を作り上げていくかについて、事例を通じて考え、明日からの実践力を身につけます。

No. 206

経営に活かす！人材育成の進め方(苫小牧開催)

### 強い組織をつくりあげる 「人材育成プラン」講座

3月8日(水)～10日(金)

受講料：32,000円(税込)

対象レベル：経営幹部・管理者・その候補者



中小企業が限られた人材を戦力に育て、強い組織を作り上げる為の人材育成の進め方を演習や事例を交えて学び、自社の人材育成プランの立案に取り組みます。

No. 50

管理者の実践的仕事術②

### 悩める管理者必見！上司としての セルフマネジメント術を学ぶ

3月15日(水)～16日(木)

受講料：22,000円(税込)

対象レベル：経営幹部・管理者



部門の業績、部門の働きやすさを実現するために、業務的側面と心理的側面の両面から、セルフマネジメントの手法をマスターします。

No. 1

新任管理者研修(4月開催)

### 「できる管理者」を目指す人の マネジメント基本講座

4月11日(火)～14日(金)

受講料：39,000円(税込)

対象レベル：新任管理者・その候補者

管理者に求められる役割を理解し、必要なマネジメントの知識やスキルを学び、自身のリーダーシップの実現に向けたアクションプランの策定に取り組みます。

No. 2

建設業のための現場管理者養成講座(4月開講)

### 建設業特有の課題に対応するための 現場リーダー研修

4月17日(月)～19日(水)

受講料：32,000円(税込)

対象レベル：管理者・新任管理者・その候補者

建設業の現場で関係者を調整して円滑な現場運営を実現する上で必要なリーダーシップと、建設業の現場で発生する様々な問題を解決できる力を身に付けます。

講座内容詳細は

中小 旭川

検索

初めてのの方は

旭川校トリセツ

検索

資料請求や講座内容についてお気軽にお問い合わせください。

電話 0166-65-1200 / FAX 0166-65-2190

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部

住所 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1

中小企業大学校 旭川校



国が準備したセーフティネット

# 安心の材料をご提供します。

## 小規模企業共済制度

### ●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします



## 経営セーフティ共済

### ●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！

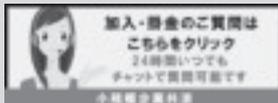


共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

### チャットボット

なら  
24時間・365日  
お問い合わせに  
お答えします

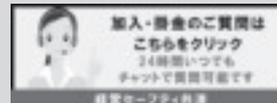
加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済



検索



経営セーフティ共済



検索



## 商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

札幌支店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西 3-1-20	TEL : 011-241-7231
函館支店	〒040-0001 函館市五稜郭町 33-1	TEL : 0138-23-5621
帯広支店	〒080-0013 帯広市西三条南 9-23	TEL : 0155-23-3185
旭川支店	〒070-0035 旭川市五条通 9-1703-81	TEL : 0166-26-2181
釧路営業所	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1	TEL : 0154-42-0671

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



人を思う。未来を思う。

商工中金

## 北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

ホームページアドレス <https://www.h-chuokai.or.jp>

発行日/2023年2月1日(毎月1日発行)

\*この機関誌は、誰もが読みやすいユニバーサルデザインフォントと環境にやさしい植物油インキを使用しています。

UD  
FONT

VEGETABLE  
OIL INK